

対象期間限定

2018年7月1日～2018年9月30日搭乗分
片道から助成対象となるため復路の場合であっても上記期間中であること

申請期限

2018年10月15日(当日消印有効)

各助成区分を重複して申請することはできません。

助成対象者	助成区分の名称	助成金額	利用形態	申請に必要な資料	その他条件等	助成対象とならない運賃等
島根県、 萩市、 阿武町の 在住者	キッズプラス	・18歳以下の者 ・同行の保護者(18歳以下の者 1名につき保護者2名まで) /片道 5,000円	片道利用から 東京線	①専用の申請書 ②助成申請する搭乗分の「ご搭乗案内」(ピンク色) ③18歳以下の者の年齢を証明する資料の写し(健康保険証・運転免許証等) ※18歳以下の者が無償搭乗の場合であって、同乗者の申請をする場合は18歳以下の者のご搭乗案内(ピンク色)及び年齢を証明する資料の写しも必要です。	●同行の保護者は、18歳以下の者と同日同便を利用する者であって、18歳以下の者1名につき2名まで。 ●片道から助成対象となるため、助成申請する搭乗日時時点で、年齢条件を満たすこと。	① 無償搭乗 ※ ●3歳未満の座席を確保しない搭乗 ●マイルージによる特典航空券 ●「いっしょにマイル割(同行者を除く)」 ② 萩・石見空港利用拡大促進協議会の補助金や助成金を別途受ける旅行(旅行会社または萩・石見空港利用拡大促進協議会にお問い合わせください。) ③ 公務による出張 ※ ①無償搭乗に限り、助成対象要件となる搭乗回数に含めることができます。この場合、無償搭乗の回数ごとに、各助成の片道搭乗1回あたりの助成金を減じた金額を助成します。 (例)18歳以下の者が特典航空券により利用し、同行の保護者1名が有償で利用した場合(片道)・・・通常の助成金額は18歳以下の者が5,000円、同行の保護者が5,000円で合計10,000円ですが、18歳以下の者は無償搭乗のため、有償搭乗の保護者分のみ助成し5,000円となります。

《各助成区分共通事項》

【ご案内と注意】

- 往復利用が条件の場合、往復利用とみなす期間は、往路の出発日から起算して90日間です。
- 運賃助成事業の予算には限りがあります。予算金額に達した場合、その後の申請は受付できません。助成対象を満たした方はお早目に申請をお願いします。
- 萩・石見空港利用拡大促進協議会が実施する各種運賃助成の併用はできません。複数の助成対象に該当する場合は、申請者本人が申請する助成区分を選択してください。原則として、助成申請受付後に助成区分を変更することはできません。
- 搭乗されたことが確認できる「ご搭乗案内」(搭乗口で発行されるピンク色の用紙)が必要です。「ご搭乗案内」を紛失された等やむを得ない場合は「搭乗券」、「保安検査証」、ANAウェブサイトから発行する「搭乗証明書」を添付して下さい。電子航空券(eチケット)の控えや領収書では助成の受け付けを行っていません。
- ※空港で発行される「搭乗証明書」等運賃種別が確認できない「搭乗証明書」は、原則、助成金額の対象にはなりません。

【欠航時の取扱い】

- 片道利用が助成対象の条件となっている区分の場合は、萩・石見発着便の欠航が決定した場合は代替交通機関(萩・石見以外の空港を発着する便や他の公共交通機関)のご利用であっても助成対象となります。
- 往復利用が助成対象の条件となっている区分の場合は、欠航ならなかった残りの片道分を萩・石見空港発着便を利用すれば、往復利用とみなします。
- 往復利用が助成対象の条件となっている区分の場合であって、往復ともに欠航が決定した場合は往復ともに代替交通機関の利用であっても助成対象となります。
- 欠航が決定した便を含む申請時には下記の書類を併せて提出してください。
 - ・萩・石見空港を利用する予定であったことが分かるもの(eチケットお客様控えなど)
 - ・代替交通機関を利用したことが分かるもの(他空港の搭乗券等(原本)または他の公共交通機関の乗車券(写し)を必ず提出して下さい。)
- ※萩・石見発着便の欠航が見込まれたが通常運航した場合は、代替交通機関のご利用では助成対象にはなりません。

「ご搭乗案内」添付欄【コピーによる申請は原則受け付けません】

助成対象要件を必ずご確認の上、「ご搭乗案内」を貼って下さい

